

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則
- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止
- 保安林の指定予定
- 保安林の解除予定
- 保安林の指定実施要件の変更

循環型社会推進課

長寿社会課

畜産課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

【公告】

- 土地収用法に基づく事業の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 公共測量の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施
- 落札者等の決定
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 一般競争入札の実施

（以上県例規集登載）

【公立大学法人岡山県立大学】

監理課
道路整備課
〃
県民生活交通課
監理課
建築指導課
警察本部会計課
〃
教育委員会
〃
公立大学法人岡山県立大学

◎岡山県規則第六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第十一号中「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）第十三号から第十六号まで並びに第十二条の四第二項第二号及び第五号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改め、同項第十三号中「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に、「並びに当該役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び当該役員が同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改め、同項第十四号から第十六号までの規定中「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改める。

第十二条の四第二項第二号中「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改め、同項第五号中「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書（同項第一号）」を「及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前項第一号）」に、「並びに当該役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」を「及び当該役員が同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改める。

様式第一号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第三号の四中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同

様式備考中「昭和46年総理府令第35条」を「昭和46年総理府令第35号」に改める。

様式第七号の五及び様式第七号の八中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第

4号リ」に改める。

様式第七号の九中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。
様式第七号の十中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十四号

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護支援専門員の登録等に関する規則（平成十八年岡山県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」とし、「禁錮」を「禁錮」とし、「楷書で明瞭」とし、「岡山県収入証紙貼付欄」を「岡山県収入証紙貼付欄」と改める。

様式第七号中「成年後見登記に係る登記事項証明書等」を「医師の診断書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の介護支援専門員の登録等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十五号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十二条但書に規定する」を「第十二条ただし書の知事が定める」に改める。

第五条中「様式第一号」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第六条中「申請書」を「申請」に、「様式第二号」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（精神障害の届出）

第七条 省令第二十六条の四の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

◎岡山県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
一般財団法人淺羽医学研究所附属岡南病院	玉野市田井2-4584	R1.7.31
林歯科医院	玉野市玉4-6-6	R1.10.1

◎岡山県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団日翔会	鳥取県日野郡日野町根雨909-1	小規模多機能ホームおいでんせえ	新見市千屋1667-3	R1.11.8

◎岡山県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援支給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
ケアプランセンターさくら株式会社	津山市中村160	ケアプランセンターさくら	津山市中村160	H31.1.7

◎岡山県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
池上 直樹	津山市池ヶ原566-1	R1.10.29

◎岡山県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
西 日出雄	ふくろう整形外科	勝田郡勝史町勝間田35-3	H30.3.30

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市有漢町有漢字井ノ上二六四九の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井ノ上二六四九の七（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

総社市秦字込山二一二七の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県告示第五百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

瀬戸内市

二 事業の種類

瀬戸内市J R 邑久駅前自転車駐輪場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄字渡田地内

2 使用の部分 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄字渡田地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

瀬戸内市J R 邑久駅前自転車駐輪場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である瀬戸内市（以下「本件起業者」という。）は、本件事業を瀬戸内市J R 駅前等整備計画に位置付けられた事業として実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件起業者が実施するJ R 邑久駅前広場等の整備に伴い撤去される自転車駐輪場の代替施設を整備することで、邑久駅を利用する市民等の利便性が継続して確保されること、また、駐輪スペースを増加し、駐輪場内通路及び市道脇への駐輪を解消することで、駐輪場利用者の利便性が向上し、邑久駅前における歩行者等の安全な交通が確保されると

ともに駅前広場の景観も改善されることから、市民等の利便性の向上並びに地域における交通安全の確保及び景観の改善に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①駅からの距離が近く、利用者の利便性が高いこと、②利用者が駐輪場・駅間を移動するときの安全性が高いこと、③必要な駐輪台数が確保できること、④地域の土地利用に与える影響が小さいこと、⑤事業費が低廉であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植物及び周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、地域住民から、その早期完成を強く要望されていること、また、瀬戸内市JＲ駅前等整備計画において、本件事業は令和元年度末までの完成が計画されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲は全て本件事業の施行に必要な最小限の範囲を一時的に使用するものであることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

瀬戸内市役所(産業建設部建設課)

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市千屋実字道ノ上二一〇七番四地先から	新見市千屋実字小コヲウキ一〇二番一 地先まで	新	一八・〇 五八・三	一五九・五
新見市千屋実字道ノ上一〇七番四地先から	新見市千屋実字小コヲウキ一〇二番一 地先まで	旧	七・二 二二・八	一五九・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西山布寄線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

令和元年 12月13日 岡山県公報 第12152号

<p>○一三番一地先まで 高梁市備中町西油野字カナイゴ上ノ畑六 三地从から 高梁市備中町西油野字鉦ノ上六〇〇八番</p>	<p>○一三番一地先まで 高梁市備中町西油野字カナイゴ上ノ畑六 五地先を経て 高梁市備中町西油野字鉦ノ上六〇〇八番 三地从から 高梁市備中町西油野字鉦ノ上六〇〇八番</p>	<p>○一三番一地先まで 高梁市備中町西油野字カナイゴ上ノ畑六 五地先を経て 高梁市備中町西油野字鉦ノ上六〇〇八番 三地从から 高梁市備中町西油野字鉦ノ上六〇〇八番</p>	
旧		新	別
<p>一八・〇 四・〇 〃</p>	<p>三五・〇 二〇・〇 〃</p>	<p>三五・〇 二〇・〇 〃</p>	(メートル)
<p>六三・〇</p>	<p>六七・〇</p>	<p>六七・〇</p>	(メートル)

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八〇号	新見市千屋実字道ノ上一〇七番四地先から新見市千屋実字小コヲウキ一〇二番一地先まで	令和元年十二月十三日

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

〔四八四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年十二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津山DVシェルターろびん

三 代表者の氏名

高木 成和

四 主たる事務所の所在地

津山市京町七三番地二 丹沢ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び虐待その他の理由により行き場のない子ども等の緊急避難先を確保し、被害者又は子ども自身の選択による自立を支援することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

〔四八五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和元年十二月十日から令和二年三月三十一日まで	測量期間

令和元年 12月13日 岡山県公報 第12152号

〔四八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目三〇―三四ラフィネー〇二号室

谷本有輝雄

谷本 真里

三 許可番号

岡山県指令建指第二四八号

〔四八七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
警察本部庁舎ネットワーク機器の借入れ 36式
- (2) 借入物件の特質等
- 入札説明書及び借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年2月17日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年12月13日（金）から令和2年2月17日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和2年2月26日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和2年2月27日（木） 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年2月17日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Network equipment 36 sets

(2) Lease period :

From 1 October, 2020 through 30 September, 2025

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 26 February, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

〔四八八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察ヘリコプター12ヶ月特別点検、整備及び修理

二 契約期間

令和元年十一月二十九日から令和二年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域部地域課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年十一月二十八日

五 落札者の名称及び住所

朝日航洋株式会社

東京都江東区新木場四丁目七番四一号

六 落札金額

二九、三七〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六七〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年十月四日

◎岡山県教育委員会規則第十二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「百二条」を「（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二条」に改め、様式第七号中「第5条第1項第3号から第7号」を「第5条第1項第3号から第6号」に

「備考

教育職員免許法第5条第1項第3号 成年被後見人又は被保佐人

” 第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

” 第5号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

改め、同様式中 ” 第6号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

” 第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

「備考

教育職員免許法第5条第1項第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

” 第4号 免許状がその効力を失い、

当該失効の日から三年を
経過しない者

” 第5号 免許状取上げの処分を受

け、当該処分の日から三
年を経過しない者

に於ける。

” 第6号 日本国憲法施行の日以後

において、日本国憲法又
はその下に成立した政府
を暴力で破壊することを
主張する政党その他の団
体を結成し、又はこれに
加入した者

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

◎岡山県教育委員会規則第十三号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第二号中「第十六条第一号、第二号若しくは第五号」を「第十六条第一号若しくは第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

◎公立大学法人岡山県立大学公告第二号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年十二月十三日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 購入等件名

公立大学法人岡山県立大学で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県立大学	岡山県総社市窪木111番地	12,462,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、3年分の参考総価金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の予定数量は、平成29年11月から令和元年10月までの使用実績等に基づき算定した3年分の予定数量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に岡山県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位（調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所，契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒719-1197 岡山県総社市窪木111番地

岡山県立大学事務局総務課総務班

電話（0866）94-2111

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和元年12月13日 岡山県公報 第12152号

ア 交付期間

令和元年12月13日（金）から令和2年1月16日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また、岡山県立大学のホームページ (<https://www.oka-pu.ac.jp/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月29日（水） 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年1月28日（火）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山県総社市窪木111番地

岡山県立大学 本部棟2階中会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和2年1月16日（木）午後5時までに、3(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(3) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural University
12,513,000 kWh (3 years)

(2) Delivery period :

From 1 April, 2020 through 31 March, 2023

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural University
111 kuboki, soja—shi, Okayama—Ken

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 29 January, 2020 (by mail 5:00 P.M. 28 January, 2020)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University

111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan

TEL 0866-94-2111 (main phone number)